

鳥取県告示第 29 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和 25 年農林省令第 96 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成 20 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分から	東伯郡琴浦町大字松谷 606 鳥取県畜産試験場	牛